八戸市多文化共生推進審議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市多文化共生推進審議会の委員を公募する。

１　目的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を多文化共生施策に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

２　職務

当審議会の職務は次のとおりとする。

(1)　八戸市多文化共生推進プランについて重要な事項の調査審議に関すること。

(2)　多文化共生推進に関し必要な事項について意見を述べること。

３　募集人員

当審議会の公募による委員の定数は、１人とする。

４　任期

任期は選任時（令和７年６月下旬予定）から２年間とする。（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）

５　報酬

１回の出席に付き、８，８００円（税込）の報酬を支給する。

６　会議の開催

会議は、４回程度、開催予定。

７　応募条件

原則として当市に住所を有し、多文化共生に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)　当市の他の附属機関の委員を３つ以上兼務している者

(2)　当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

８　応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、ＦＡＸ又はＥメールにより応募する。

その際、多文化共生に対する意見・提案等を文章にまとめ、合わせて提出する。

応募先：〒031-8686　八戸市内丸一丁目１番１号
総合政策部　市民連携推進課
電話：0178-43-9257　ＦＡＸ：0178-47-1485
Ｅメール：renkei@city.hachinohe.aomori.jp

９　募集期間

令和７年５月１日から令和７年５月２８日まで（必着）

10　決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11　結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12　選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第２項第１号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

⑴ 提供の求めの方法

市民連携推進課において口頭により行う。

⑵ 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

⑶ 提供の方法

市民連携推進課において本人確認をした上で閲覧により行う。

⑷ 提供できる期間

選考結果通知日から１か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13　応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14　備考

公募以外の委員は、おおむね学識経験者、関係団体から推薦された者及び関係行政機関の職員等で構成する予定である。

15　その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附　則

この取扱いは、令和７年４月25日から施行する。